

令和6年度 療養費改定説明会 【多く寄せられた質問】

<請求>

質問（案）	回答（案）
5か月以上月10回通院の逡減は、各部位ごとが対象でしょうか？ また、3～4か月で負傷部位が治癒した場合や5か月目に治癒になれば対象外でしょうか？	長期頻回逡減は部位ごとに算定されます。月10回以上の施術が5か月連続した場合、その翌月から対象となります。 但し骨折は、長期頻回逡減の対象外となります。

<明細書・領収書発行>

質問（案）	回答（案）
明細書は施術毎に発行しなければいけないのでしょうか？	患者が希望するのであれば、月まとめの明細書でもかまいません。
明細書発行加算を算定した場合は、明細が記載されていない領収書は発行できないのですか？	明細書とは別に領収証を発行してもかまいません。（レセコンでは領収書のみの発行にも対応しています。）
患者さんが領収証、明細書どちらも要らないと申し出た場合は、今まで通り発行しなくても問題はないのでしょうか？	患者から不要の申し出があった場合は発行不要です。（明細書を発行しない場合は、明細書発行体制加算を算定できません。） 但し、領収証の発行は義務付けられていますので必ず渡す必要があります。もし、不要な場合は渡した後、コンビニ同様に患者自ら破棄してもらうようにしてください。
「領収証兼明細書」と「施術明細書」をプリンターで印刷する際用の紙サイズを教えてください。また、今使っているサーマルプリンターは使用できますか？	日ごとの「領収証兼明細書」はA5もしくはA6用紙サイズとなります。こちらはサーマルプリンターからの発行も可能です。 月単位の「施術明細書」はA5用紙（A4の半分）に合わせた印刷となりますが、A4用紙でのプリントも可能です。
自費負担分がある場合、明細書に記載しても良いのでしょうか？ またその明細書をそのまま医療費控除に使用出来ますか？	保険外分も明細書にご記載いただいで結構です。保険外を控除の可否とするのかは、税務署が治療に必要と判断した場合、認められます。

<p>明細書発行のポスター(患者向け)は、どこで入手できますか。</p>	<p>全柔協HPからダウンロード可能です。 ⇒https://www.zenjukyo.gr.jp/poster/</p>
--------------------------------------	--

<鍼灸>

質問 (案)	回答 (案)
<p>鍼灸の訪問施術に関して、これ迄の様に訪問に対する医師の同意は必要無しで良いのでしょうか？</p>	<p>はい。「訪問に対する医師の同意」はこれまで同様不要です。</p>

<オンライン資格確認>

質問 (案)	回答 (案)
<p>オンライン資格確認の手続きについて教えてください。</p>	<p>先生方にさせていただく主な手続きは4つです。 ①ユーザー登録 ②利用開始申請 ③パソコンかタブレットの場合はカードリーダーの購入 ④専用アプリのダウンロードとセットアップです。 全柔協HPにオンライン資格確認導入サポートページを設けておりますので、導入までの手順やQ & Aはそちらをご覧ください。 ⇒https://www.zenjukyo.gr.jp/news/online_license_support/</p>
<p>オンライン資格確認に必要なパソコンのスペックを教えてください。</p>	<p>オンライン資格確認で使用可能なパソコンはWindows10もしくは11です。 (64bit) ※32bitは不可 メモリ：4GB ストレージ：160GB CPU：Core i3以上をご用意ください。(Macとクロームブックは不可)</p>
<p>マイナンバーカードから読み取った保険証情報をどのようにしたらいいのでしょうか？ また保険証情報は印刷できますか？</p>	<p>オンライン資格確認で読み取った保険証情報を見ながらレセコンへ登録してください。印刷は個人情報の観点から出来なくなっていますが、読み取った履歴は翌月まで確認可能です。 来年には読み取った情報をレセコンへ転送できる仕組みを国が提供する予定で進めています。</p>

<p>1台のパソコンに柔整と鍼灸、両方のレセコンソフトを使用しています。その場合、カードリーダーは1台で両方使えるのでしょうか？</p>	<p>はい。パソコンに接続するのは1台で大丈夫です。</p>
<p>患者がマイナカードを提示していただくのは従来通り月1回の提示で済むのか、来院毎にマイナカードを提示していただくのかどちらですか？</p>	<p>現在のところは月1回でもかまいません。</p>
<p>マイナンバーカードを持参されなかった場合、後日であっても来院された日時時点での保険者情報を確認することはできるのでしょうか？</p>	<p>後日であっても保険証の有効期限は確認可能です。</p>

<カードリーダー>

質問（案）	回答（案）
<p>全柔協の指定以外で利用できるカードリーダーや無線（Bluetooth）接続可能な機種はありますか？</p>	<p>ポータルサイトの「【お知らせ】オンライン資格確認（資格確認限定型）を実施する際に必要な機器について」に、カードリーダーの対応機種リストが掲載されていますのでこちらでご確認ください。 ⇒https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=kb_article_view&sys_kb_id=f175fefec3c41a5035552f25990131e0</p>

<インターネット接続>

質問（案）	回答（案）
<p>レセコンのネット接続のタイミングとセキュリティソフトについて知りたい。</p>	<p>オンライン資格確認をレセコンのPCで接続するタイミングでインターネットへの接続が必要になります。 セキュリティソフトは多くの製品がありますのでお答えしかねますが、組合員の先生方からCanon「ESET」を使用して問題ないという話をよく聞きます。</p>

<p>これからインターネットを導入する予定ですが、接続の設定が不安です。</p>	<p>インターネット回線を申し込む所が接続サポートをしているか確認してください。以前、全柔協から案内させていただいた「USEN」でしたら導入接続サポートも行っています。 ⇒https://www.zenjukyo.gr.jp/service/internet_kaisen_usen/</p>
--	---

<その他>

質問（案）	回答（案）
<p>療養費の改定に合わせて今回のようにオンラインで参加できるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。講習会の内容や講師の都合によりますが、可能な限り多くの方に受講いただけるように努めてまいります。</p>